

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百二十一号）第二十六条第一項、第三十一条及び第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削る。

第三条第一項中「法」を「国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

- 3 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
- 別表第一国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改める。